

令和5年度大船渡市若者・移住者空き家取得奨励金交付要綱

(目的)

第1条 若者世代等の住宅取得を支援するとともに、空き家の利活用を促進することにより、大船渡市への移住及び定住の促進並びに良好な生活環境の保全を図るため、空き家バンクを利用して売買契約が成立した若者世代又は岩手県外からの移住者（いずれも空き家バンクの利用希望登録者である者に限る。）で、一定の要件を満たすものに対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）及びこの要綱により奨励金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者世代 若者・移住者空き家住まい支援事業費補助金交付要綱（令和4年5月9日付け岩手県県土整備部長通知）第2第3号に規定する若者世代をいう。この場合において、同号に規定する市町村支援事業で定める日は、令和5年4月1日とする。
- (2) 空き家バンク 大船渡市空き家バンク実施要綱（平成30年大船渡市告示第63号。以下「実施要綱」という。）第2第3号に規定する空き家バンクをいう。
- (3) 移住者 岩手県外から移住した者をいう。
- (4) 利用希望登録者 実施要綱第8に規定する利用希望登録者をいう。
- (5) 移住 岩手県外に居住していた利用希望登録者が、空き家バンクを利用して購入した空き家に生活の本拠を置き、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき大船渡市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (6) 登録空き家 実施要綱第4第2項の規定により空き家バンク物件登録台帳に登録されている空き家をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、利用希望登録者である若者世代又は移住者であって、自己の居住の用に供するために登録空き家を購入したもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 購入した登録空き家に奨励金の交付を受けた日から起算して5年以上、継続して居住する意思を有している者であること。
- (2) 大船渡市税を滞納していないこと。
- (3) 当該売買契約の相手方が3親等以内の親族でないこと。
- (4) 過去にこの奨励金の交付を受けている者でないこと。
- (5) 移住者にあつては、当該売買契約の締結後に大船渡市に移住した者であること。
- (6) その他奨励金の交付が不適當であると市長が認める者でないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、30万円とする。ただし、登録空き家の取得価格が30万円に満たない場合は、取得価格に相当する額（当該額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額）とする。

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大船渡市若者・移住者空き家取得奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請者が当該登録空き家の所在地に住所を定めた日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 登録空き家に係る売買契約書の写し
- (3) 大船渡市税の未納がないことを証明する書類
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る関係書類等を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、大船渡市若者・移住者空き家取得奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第7条 申請者は、前条の規定により決定された奨励金の交付を受けようとするときは、大船渡市若者・移住者空き家取得奨励金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（他の補助金等との併給の禁止）

第8条 大船渡市空き家バンク活用奨励金交付要綱（平成30年大船渡市告示第91号）の規定に基づく奨励金その他これに類する補助金等で市長が定めるものの併給は、できないものとする。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 奨励金の交付を受けた日から起算して5年を経過する日（次号において「5年経過日」という。）までに、奨励金の交付対象となった登録空き家から転居したとき。
- (2) 5年経過日までに、奨励金の交付対象となった登録空き家を他に譲渡したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、返還を免除することができる。

(報告等)

第10条 市長は、奨励金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、奨励金の交付を受けた者に対し、報告及び現地調査を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。